

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	1 中山間地域等直接支払事業	1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等	100分の75以内（特認地域は3分の2以内）	交付金の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 中山間地域等直接支払推進交付金 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に規定される市町村が1の事業を円滑に実施するために必要な経費 (1)推進事務に必要な経費 (2)確認事務に必要な経費 (3)交付事務に必要な経費	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	交付金の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2 鳥獣被害防止総合対策事業	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策推進事業</p> <p>(1) 被害防止活動推進</p> <p>1) 推進体制の整備</p> <p>2) 有害捕獲</p> <p>3) 被害防除</p> <p>4) 生息環境管理</p> <p>5) サル複合対策</p> <p>6) 鳥類複合対策</p> <p>7) 他地域人材活用</p> <p>8) ICT等新技術の活用</p> <p>9) GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 実施隊特定活動</p> <p>1) 大規模緩衝帯整備</p> <p>2) 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p> <p>1) 販売拡大支援</p> <p>2) 搬入促進支援</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化</p> <p>1) 実施隊員の人材育成</p> <p>2) 新規猟銃取得支援</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>・地域協議会</p> <p>・市町村</p> <p>・コンソーシアム</p> <p>・地域協議会の構成員である農業協同組合等で構成される協議会</p> <p>※市町村は鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限り、補助事業者及び事業主体となることができる。</p>	<p>・2分の1以内</p> <p>・定額(ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる)</p>	<p>(1)事業の中止又は廃止</p> <p>(2)事業主体の変更</p> <p>(3)交付金額の変更</p> <p>(4)補助対象経費欄1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p>	無	否	<p>[遂行状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[遂行状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2 鳥獣被害防止総合対策事業	(7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICT の活用による情報管理の効率化 2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業								
		鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 3 鳥獣被害防止総合対策整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 (5) 鳥獣被害防止施設 (促進支援分) (6) 鳥獣被害防止施設 (経済対策分)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・地域協議会 ・地域協議会の構成員 ・コンソーシアム	・2分の1以内(ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等別に定める要件を満たす場合は、100分の55以内) ・定額(ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる)	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)交付金額の変更 (4)鳥獣被害防止施設については、施行箇所の変更 (5)処理加工施設については、設置場所及び利用計画の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	3 えづけSTOP! 鳥獣被害対策事業	<p>事業実施主体が指定した地域において、農業者を中心とした地域住民が、事業実施主体や関係機関と連携して、鳥獣被害防止のための「えづけSTOP!」対策を推進するために必要な下記の取組みに要する経費</p> <p>1 みんなで勉強 (1) 検討会等の開催 (2) 実習ほ場の設置</p> <p>2 守れる田畑・農地づくり (1) 集落点検調査等 (2) 調査結果に基づく活動の実施</p> <p>3 囲いや追い払い (1) 侵入防止柵等の整備（国庫補助金の対象とならないものに限る） (2) 地域ぐるみの追い払い</p> <p>4 その他特認事項</p>	<p>交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>・市町村 ・地域協議会 ・地域協議会の構成員である農業協同組合等の民間団体</p>	<p>定額 (鳥類対策の実習ほ場を設置する場合は1地区600千円以内、上記以外は1地区300千円以内)</p>	<p>1 対象地域の変更 2 補助金額の変更 (30%を超える変更)</p>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	4 都市農村交流対策事業	農山漁村における都市と農村との交流活動や小中学生等を対象とした農林水産業に関する体験交流型民泊の推進活動を行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体・法人、地方公共団体等が出資する団体、農業との連携に意欲ある組織等、知事が特に認めた団体	【補助率】 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする 【1事業主体当たり補助金額上限】 上限1,200千円	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える変更 3 その他、知事が必要と認める事項	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	5 未来につなぐふるさと応援事業	<p>中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域において、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱及び同要領、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱及び同要領に基づいて、市町村等が実施する次の事業に必要な経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導員等活動支援事業 2 棚田PR事業 3 農〇連携事業 4 棚田地域保全活動支援事業 5 地下水かん養機能等保全活動事業 	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等 2、3、4 市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等 5 土地改良区等 	<ol style="list-style-type: none"> 1、2、3、4は、定額（上限500千円） 5は、定額（上限1,000千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の30%を超える増減 ・その他、知事が必要と認める事項 	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	6 多面的機能支払事業	1 農地維持支払 農業の多面的機能を支える共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 活動組織	100分の75以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔遂行状況報告〕	〔遂行状況報告〕
		2 資源向上支払(共同活動) 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費							12月31日	1月15日
		3 資源向上支払(長寿命化) 施設の長寿命化を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費							(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	
		4 日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業) 市町村等が以下の事務を実施するために必要な経費 (1) 推進・指導事務に必要な経費 (2) 確認・審査事務に必要な経費 (3) 交付事務に必要な経費 (4) その他推進に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村等	定額	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	7 くまもとジビエ普及拡大支援事業	くまもとジビエコンソーシアム支援 くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	くまもとジビエコンソーシアム	定額 (上限2,700千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	8 中山間農業モデル地区強化事業	地域自らが取り組む「農業振興ビジョン」に基づく基盤整備や施設整備等を総合的に支援するために必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区、JA、農業法人、集落等	定額	1 事業費の30%を超える増減 2 事業の中止又は廃止 3 事業主体の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9 がまだす里モン支援事業	農山漁村地域の活性化のため、住民主体の地域活動を行う団体等が地域活動を継続して実施できる体制作りを行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、任意の活動団体、NPO法人、各種団体等	【補助率】 2分の1以内 【1事業主体当たり補助金上限額】 250千円	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 事業の一部中止又は廃止 4 その他知事が必要と認める事項	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらぶくり課	10 指定棚田地域支援促進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する以下の事業に必要な経費 1 調査・体制づくり 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項及び第10条第1項の規定に基づく指定棚田地域の指定申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請等に当たり必要な調査・体制づくり 2 指定棚田地域振興活動支援 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に沿って行う指定棚田地域振興活動	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。） 1 目的 2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3 意思決定方法 4 解散した場合の地位の継承者 5 事務処理及び会計処理の方法 6 会計監査及び事務監査の方法 7 その他運営に関して必要な事項	定額 （上限 5,000千円）	1 事業費の30%を超える増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 その他、知事が必要と認める事項	無	否	〔遂行状況報告〕 ①9月30日 ②12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 ①10月15日 ②1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	11 スーパー中山間地域創生事業	農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって活力あふれる持続可能となった「スーパー中山間地域」の創生のため、県・市町村・地域協議会等が一体となって取組み、「地域戦略」の実現を加速化させるために要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 ・市町村 ・地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう）又は農業者団体等（次に掲げる事業項を定めた規約等を有する団体をいう） 1. 目的 2. 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3. 意思決定方法 4. 解散した場合の地位の継承者 5. 事務処理及び会計処理の方法 6. 会計監査及び事務監査の方法 7. その他運営に関して必要な事項	【補助率】 3分の2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内ただし、事業主体にかかる補助対象経費の3分の2以内を限度とする。	・事業費の3割を超える増減 ・その他、知事が必要と認める事項	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	12 中山間地域所得 確保対策事業	<p>中山間地域において、所得確保計画を策定又は策定された所得確保計画を見直し、戦略的に生産から販売まで取り組むことにより所得の増加を目指すために行う次の取組等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査 (2) 消費者に対する消費動向調査 (3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析 (4) 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討 (5) 所得確保計画の策定又は見直し (6) 計画の実践（計画初年度又は計画見直し年度の取組）</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）又は農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3 意思決定方法 4 解散した場合の地位継承者 5 事務処理及び会計処理の方法 6 会計監査及び事務監査の方法 7 その他運営に関して必要な事項 	<p>定額（上限5,000千円/地区）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施計画の区域内の農用地面積の10%以上の変更（ただし、面積の増減が10haに満たないときは除く。） 2 事業費の20%以上の増減 3 事業実施主体の変更 	無	要	<p>〔遂行状況報告〕 交付金の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日</p> <p>（ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）</p>	<p>〔遂行状況報告〕 報告時点の翌月の15日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	13 農山漁村振興 交付金(中山間地 農業推進対策)	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)及び農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知)に基づき実施する以下の事業に要する経費 1 中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組み及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組み等 2 元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営及び生活支援に関する取組み等 3 農村型地域運営組織形成推進事業 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組み等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1及び2 ・市町村 ・地域協議会(次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。) ア 目的 イ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 ウ 意思決定方法 エ 解散した場合の地位の継承者 オ 事務処理及び会計処理の方法 カ 会計監査及び事務監査の方法 キ その他運営に関して必要な事項 3 複数集落含む地域協議会	定額(ただし、農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領に準じる)	1 事業費の3割を超える増減 2 事業主体又は事業実施期間の変更	無	要	[遂行状況報告] ・9月30日 ・12月31日 [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] ・10月15日 ・1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日